

石危対第331号  
令和5年12月22日

女川原発訴訟一審原告  
代表 原 伸 雄 殿

石巻市長 齋 藤 正 美



質問書について（回答）

令和5年11月22日付けで提出いただいた標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

担当：総務部危機対策課

原子力対策係 杉浦 内線4303

## 質問書に対する回答（石巻市）

女川地域防災協議会と作業部会の開催時期と課題は別紙Ⅱのとおりです。別紙Ⅱを見ていただければお分かりのように、避難計画を含む「女川地域の緊急時対応」が「具体的・合理的」と確認した令和2年3月25日の協議会以前に、一審原告らは「女川原発の避難計画を考える会」の名において、宮城県と石巻市に対して4回の質問をし、4回の回答をもらっています。「検査場所の開設条件、その能力、稼働継続日数」及び「バスの確保と配備」だけでも別紙Ⅲの質問を繰り返し行いました。

控訴審の判断対象との関連においてお尋ねしたいのは、

- ① 別紙Ⅲの「検査場所の開設条件、その能力、稼働継続日数」の1～25及び「バスの確保と「配備」の1～25を作業部会のテーマにしたのかどうか。」テーマにしたとすれば、どの作業部会で前者の1～25、後者の1～25のどれをどのようにテーマにしたのか、そして、どのような結論に達したのか(議事録等の裏付け資料)。
- ② 上記①でテーマにしたもの以外を作業部会のテーマにしなかったとすれば、その理由は何か。

(回答)

地域原子力防災協議会は、平成25年の原子力防災会議の決定に基づき、内閣府が課題解決のためのワーキングチームとして設置したものであり、女川地域においても女川地域原子力防災協議会が設置されたものです。

女川地域原子力防災協議会及び作業部会においては、避難先、避難経路、避難退域時検査等場所、避難車両等を含めた女川地域の原子力防災に係る必要な議論を行っております。

その結果、女川地域原子力防災協議会は、「女川地域の緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らし具体的かつ合理的であることを確認し、その確認結果を原子力防災会議に報告し、了承されたものと認識しております。